

# 被災された みなさんへ

このたびの豪雨は、市内随所に床上・床下浸水のほか、道路、河川、農地関係などに甚大な被害をもたらしました。

被災された市民のみなさんに対して、心からお見舞い申し上げます。市では、一日でも早く市民生活が安定するよう努めてまいります。

## り災証明書の発行

図 社会福祉課 (☎ 82-1174) 市民窓口課 (☎ 71-1514)

り災証明書は、社会福祉課または、総合事務所市民窓口課で発行しています。災害等被災調査が済んでいない場合は、被害状況(箇所)が分かる写真を持参してください。

## 災害により被害を受けた場合の各種減額・免除制度等

条件を満たせば、申請により減額または免除を受けられる場合があります。

詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。申請には、り災証明書が必要です。

	対 象	問い合わせ先
個人市民税	災害により住宅または家財等に損害を受け、その損害の金額(保険金等により補填される金額を除く)が、住宅または家財等の価格の3/10以上であり前年の所得が1,000万円以下の人	税務課市民税係 ☎ 82-1125
固定資産税	災害により床上浸水、半壊等の被害を受けた家屋等の固定資産	税務課固定資産税係 ☎ 82-1127
介護保険料・サービス利用料	災害により床上浸水、半壊等の被害を受けた人	高齢障害課介護保険係 ☎ 82-1172
障がい福祉サービス利用料	災害により床上浸水、半壊等の被害を受けた人	高齢障害課障害福祉係 ☎ 82-1170
国民健康保険料	災害により家屋の床上浸水、半壊等の被害を受けた世帯	国保年金課国保係 ☎ 82-1177
後期高齢者医療保険料	災害により家屋の床上浸水、半壊等の被害を受けた世帯	国保年金課年金高齢医療係 ☎ 82-1209
保育所保育料	入所児童の居住する家屋が床上浸水の被害を受けた世帯	こども福祉課保育係 ☎ 82-1207
児童クラブ保育料	入所児童の居住する家屋が床上浸水の被害を受けた世帯	こども福祉課保育係 ☎ 82-1207
小中学生就学援助	災害により生活が著しく困難となった世帯(既に認定されている世帯を除く)	学校教育課学務係 ☎ 82-1202
水道料金	災害を受けた世帯	水道局業務課 ☎ 83-5725

※国税の納税猶予や控除等についてのお問い合わせは、厚狭税務署(☎ 72-0180)へお願いします。

※県税の納税猶予や減免等についてのお問い合わせは、宇部県税事務所(☎ 21-2111)へお願いします。

※国民年金保険料の特例免除制度についてのお問い合わせは、宇部年金事務所(☎ 33-7111)へお願いします。

## 住宅

床上以上の被災を受けて居住困難となった世帯の公営住宅への臨時的入居を受け付けています。

◇問い合わせ先 市営住宅：建築住宅課 (☎ 82-1166)

県営住宅：山口県住宅供給公社宇部支所 (☎ 37-0878)・下関支所 (☎ 083-228-0310)

## 心のケア・健康相談

被災者の方の心や体に関する相談を実施しています。

◇問い合わせ先 健康増進課(保健センター内 ☎ 71-1814)・地域包括支援センター (☎ 82-1173)

宇部健康福祉センター (☎ 31-3200)・県精神保健福祉センター (☎ 0835-27-3388)